二　定着部の耐力は、定着させる膜面に使用する膜材料等と同等以上の耐力を有するものとすること。ただし、当該定着部の耐力を引張試験によって確認し、第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確認された場合は、この限りでない。

三　定着部は、膜材料等の折れ曲がり、局部応力等により膜材料等が損傷しないよう補強又は養生を行うこと。

7　膜面の応力が集中するおそれのある開口部分の周囲、隅角部分その他の部分にあっては、実況に応じて膜材料等の二重使用、構造用ケーブル又は金属プレートの取付けその他の有効な補強を行わなければならない。

8・9　（略）

第三　膜面の定着

構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等と周囲の構造耐力上主要な部分（膜面の部分を除く。）との定着部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、次の各号に掲げる定着と同等以上にその部分の存在応力を伝えることができるものとする場合においては、この限りでない。

一　膜材料等の種類に応じて次のいずれかに適合する定着方法とすること。

イ　第二第二項第二号に掲げる膜材料　次のいずれかに定める定着方法とすること。

(1)　第二第五項第三号（ロを除く。）に定める定着方法とすること。

(2)　次に定める定着方法によること。

(i)　定着させる膜材料は第二第二項第一号の表の㈡又は㈢に掲げる膜材料とすること。

(ii)　第二第五項第二号イからハまでに定めるところによること。

(iii)　定着させる膜材料の端部にハトメを設けた孔を当該定着させる膜材料に設け、合成繊維ロープを当該定着させる膜材料のハトメを設けた孔に通して、周囲の構造耐力上主要な部分に定着させること。

ロ　第二第三項第二号に掲げる膜構造用フィルム　第二第六項第一号イに定める定着方法とすること。

二　定着部の耐力は、定着させる膜面に使用する膜材料等と同等以上の耐力を有するものとすること。ただし、当該定着部の耐力を引張試験によって確認し、第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確認された場合は、この限りでない。

三　定着部は、膜材料等の折れ曲がり、局部応力等により膜材料等が損傷しないよう補強又は養生を行うこと。

2　膜面に使用する膜材料等に膜材料等以外の部材又は金物を常時接触状態とする場合にあっては、次に定めるところによらなければならない。

一　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等に接触する部材に応じて、次に定めるところにより膜面に使用する膜材料等の摩損その他の損傷のおそれのないものとすること。

イ　構造用ケーブル　接触する部分の膜材料等を二重にし、かつ、構造用ケーブルに被覆材を取り付けること。ただし、仮設建築物にあっては、この限りでない。

ロ　構造用ケーブル以外の部材又は金物　部材の角部分を削り落とす等の措置を行い膜面に使用する膜材料等への接触面を平滑にし、実況に応じて膜材料等の二重使用、ゴム等を膜面に使用する膜材料等と部材又は金物との間に挟み込む等の措置を併せて行うこと。

二　（略）

二　定着部の耐力は、定着させる膜面に使用する膜材料と同等以上の耐力を有するものとすること。ただし、当該定着部の耐力を引張試験によって確認し、第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確認された場合は、この限りでない。

三　定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料が損傷しないよう補強又は養生を行うこと。

6　膜面の応力が集中するおそれのある開口部分の周囲、隅角部分その他の部分にあっては、実況に応じて膜材料の二重使用、構造用ケーブル又は金属プレートの取付けその他の有効な補強を行わなければならない。

7・8　（略）

第三　膜面の定着

構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料と周囲の構造耐力上主要な部分（膜面の部分を除く。）との定着部は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、次の各号に掲げる定着と同等以上にその部分の存在応力を伝えることができるものとする場合においては、この限りでない。

一　次のいずれかに適合する定着方法とすること。

イ　第二第四項第三号（ロを除く。）に定める定着方法とすること。

ロ　次に定める定着方法によること。

(1)　定着させる膜材料は第二第二項第一号の表の㈡又は㈢に掲げる膜材料とすること。

(2)　第二第四項第二号イからハまでに定めるところによること。

(3)　定着させる膜材料の端部にハトメを設けた孔を当該定着させる膜材料に設け、合成繊維ロープを当該定着させる膜材料のハトメを設けた孔に通して、周囲の構造耐力上主要な部分に定着させること。

二　定着部の耐力は、定着させる膜面に使用する膜材料と同等以上の耐力を有するものとすること。ただし、当該定着部の耐力を引張試験によって確認し、第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確認された場合は、この限りでない。

三　定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料が損傷しないよう補強又は養生を行うこと。

2　膜面に使用する膜材料に膜材料以外の部材又は金物を常時接触状態とする場合にあっては、次に定めるところによらなければならない。

一　構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料に接触する部材に応じて、次に定めるところにより膜面に使用する膜材料の摩損その他の損傷のおそれのないものとすること。

イ　構造用ケーブル　接触する部分の膜材料を二重にし、かつ、構造用ケーブルに被覆材を取り付けること。ただし、仮設建築物にあっては、この限りでない。

ロ　構造用ケーブル以外の部材又は金物　部材の角部分を削り落とす等の措置を行い膜面に使用する膜材料への接触面を平滑にし、実況に応じて膜材料の二重使用、ゴム等を膜面に使用する膜材料と部材又は金物との間に挟み込む等の措置を併せて行うこと。

二　（略）